

( 別 紙 11 )

○ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年老振第75号・老健第122号）（抄）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者</u>（以下「<u>介護保険施設等</u>」という。）が介護保険の給付対象となる利用料のほか利用者、入所者又は患者（以下「利用者等」という。）から支払いを受けることができることとされている費用（以下「日常生活費等」という。）については、既に<u>指定居宅サービス等、指定居宅介護支援等、介護保険施設、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス等及び指定地域密着型介護予防サービスの運営に関する基準</u>（以下「運営基準」という。）において所要の規定を整備し、解釈通知等によりその取扱いを示しているところであるが、さらに下記事項に関し、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の技術的な助言に該当するものである。</p> <p>(略)</p>	<p><u>居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設</u>（以下「<u>介護保険施設等</u>」という。）が介護保険の給付対象となる利用料のほか利用者、入所者又は患者（以下「利用者等」という。）から支払いを受けることができることとされている費用（以下「日常生活費等」という。）については、既に<u>指定居宅サービス等、指定居宅介護支援等及び介護保険施設の運営に関する基準</u>（以下「運営基準」という。）において所要の規定を整備し、解釈通知等によりその取扱いを示しているところであるが、さらに下記事項に関し、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の技術的な助言に該当するものである。</p> <p>(略)</p>